

(過去に名刺交換をされた方・デロイトのセミナーにご参加頂いた方へお送りしております。)

デロイト トーマツ 税理士法人

関税ニュースレター (特別号)

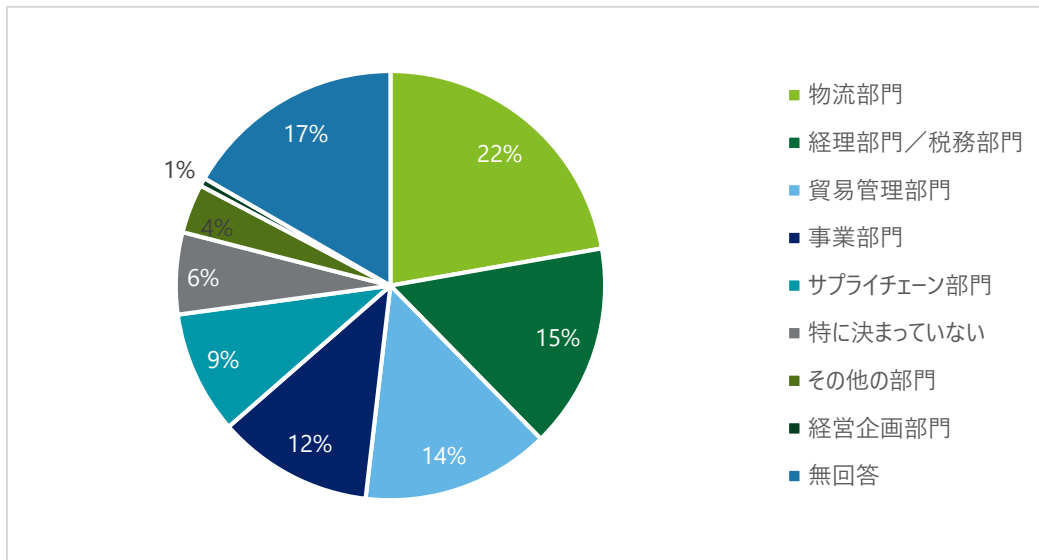
2020年7月10日

6月16日にデロイトシンガポールと弊社との共催により、アセアン地域のお客様を対象にした「アセアン域の今取り組むべき関税マネジメント」Webセミナーを開催しました。本Webセミナーには、211社249人の方にご参加いただき、スピーカからCOVID-19の影響により予想される世界的なトレンドや、各国の税関の動きに対して企業がとるべき行動をはじめ、関税の基本的な知識、弊社のテクノロジーツールのご紹介など、今取り組むべき関税マネジメントとして幅広い内容について講演を行いました。

その中で、セミナー参加者の皆様にアンケートを行い、いくつかの観点から企業の皆様の関税に関する関心事項を伺いました。この度その集計結果をまとめましたので、ご参考いただければ幸いです。

セミナーアンケート結果

■ 問1：貴社の関税の主たる責任部門は？



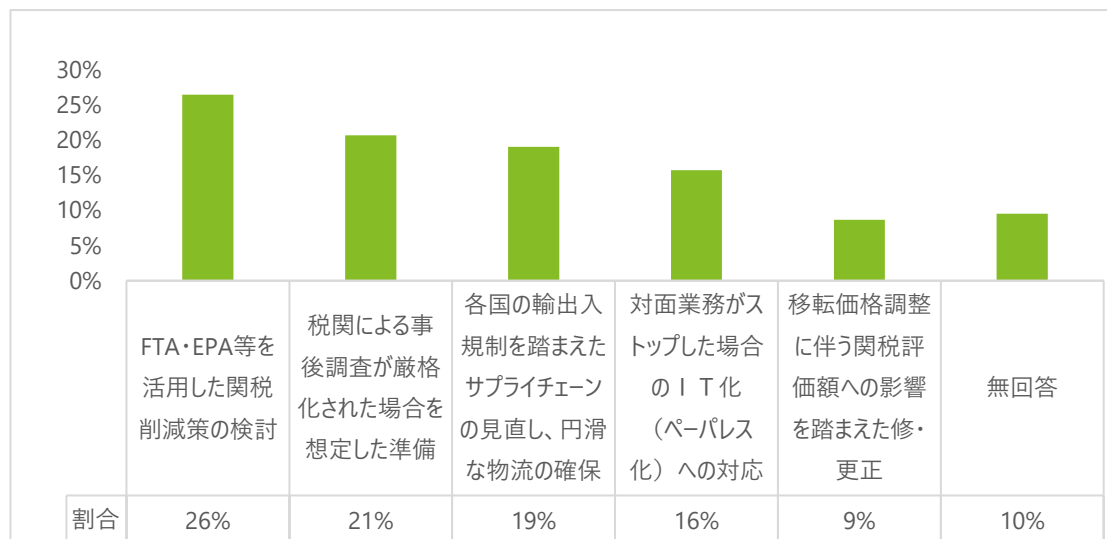
関税の主たる責任部門について、回答がそれぞれ分かれました。どの部門が正解というものではありませんが、関税の場合、責任の所在が明確になっていないことにより、問題が生じても原因が特定できないため、同じ問題が何度も生じる例が見受けられますので注意が必要です。

また主たる責任部門の役割の1つとして、自社の関税コストの把握が挙げられますが、当セミナーの申込者に対して事前アンケートを取ったところ、68%が把握していないという回答でした。

これらのことから、特定の部門により十分に関税マネジメントを行うことができている企業はまだあまり多くなく、また海外子会社の関税マネジメントを本社が把握している企業は、さらに少ないのではないかと推察されます。

総合的に関税マネジメントを行うには、貿易取引全体を見渡せる部門が責任をもって全体を管理することが望ましく、また海外子会社について定期的にヘルスチェックを行うなど、本社が状況を把握できる体制を整えておくことが、グループ全体の適正な関税マネジメントにつながると考えられます。

■ 問 2 : COVID-19 の影響を踏まえた関税にかかる対応として検討していることは何ですか（複数回答可）？



COVID-19 の影響により収益に影響を受ける企業が多い中、関税にかかる対応としては、大きく分けて 2 つが挙げられます。1 つはさらなるコスト削減や効率化に注力する対応（攻めの対応）、もう一つは関税コンプライアンスを整備する対応（守りの対応）です。

今回のアンケートでは、FTA・EPA を利用して関税コストの削減を検討しているという回答が最多となりました※ 1。保税制度やフリートレードゾーンの活用などもこれに含まれています。これらは利用者の方が自発的に動くことにより、初めて利用できる制度ですので、興味のある方は、将来に向けこの機会にご検討ください。

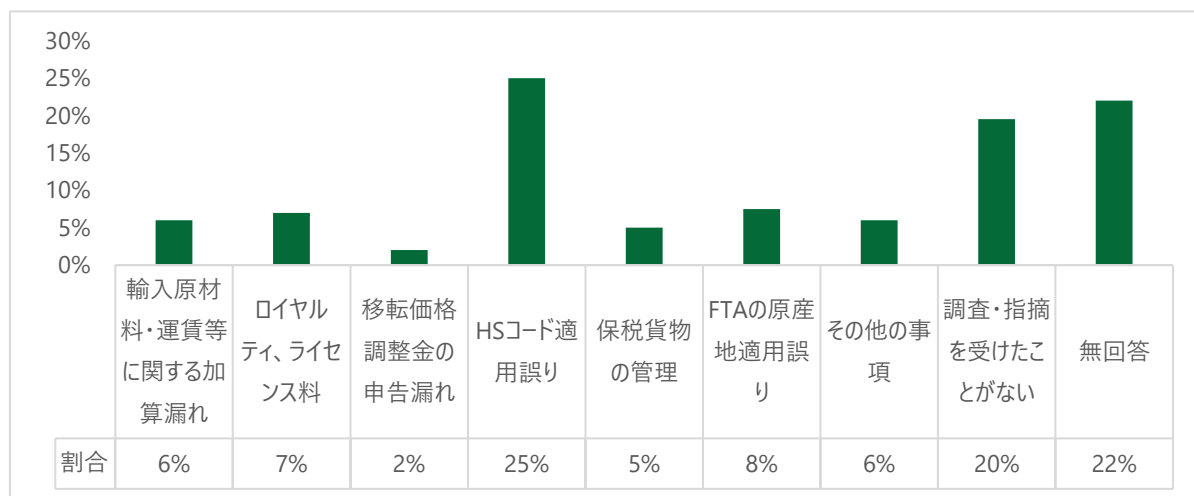
※1 デロイトの FTA・EPA 使い漏れ診断ツールの詳細はこちら ⇒ [Trade Compass](#)

また、ASEAN 各国では関税が主要な税収源である国がまだ多いことから、これらの国の税関当局は、リーマンショックなど経済危機が発生した際には、税収不足を補うため事後調査を厳格化する傾向にあります。このような背景から、税関による事後調査が厳格化された場合を想定した準備を考えているという回答が 2 番目に多い結果となりました。税関から通関段階で目をつけられていたり、事後調査の初動対応をミスしたりすると、後から挽回するのは至難の業ですので、税関事後調査対応については、事前に、十分な準備を行っていただくことを強くお勧めします。

これらのほか、COVID-19 の長期化を見据えたサプライチェーンの再検討（一極集中のリスク）や、work from home に対応すべく IT 化・ペーパーレス化を検討すると回答した企業も見られました。IT 化・ペーパーレス化は、ポリシー・ルールの作成、体制整備、統一フォーマットの整備、電子化と、ボトムアップ方式で段階的に取り組んでいくアプローチが必要になります。

なお移転価格と関税の関係につきましては、問 4 で説明していますので、ご確認ください。

■問3：税関調査でこれまでどのような質疑を受けたことがありますか（複数回答可）？



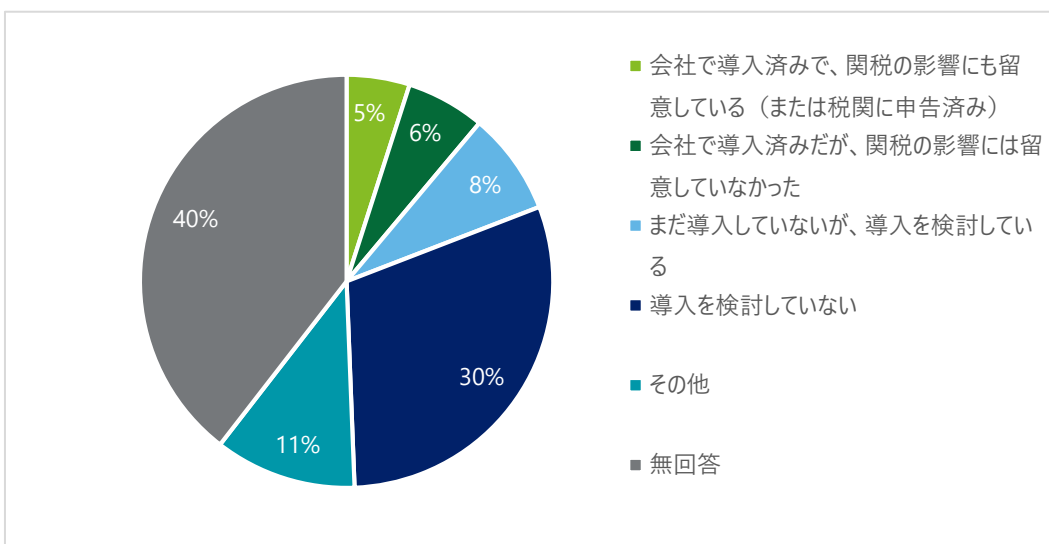
こちらは参加者の皆様に対して、過去にどのような案件で税関から指摘されたかの質問になります。グラフが示すとおり、インドネシアやタイをはじめ、ASEAN 諸国では税関当局が事後調査で HS コード適用について指摘する傾向が見受けられますので、ASEAN 諸国では特に、これを適切に行うことが企業にとって非常に重要であると言えます※ 2。

※ 2 デロイトの関税分類自動化ツールの詳細はこちら⇒ [Trade Classifier](#)

ロイヤルティや保税貨物の管理について指摘された企業や、FTA の増加に伴い、原産地の検認事例が増加している傾向も見受けられます。これらについて指摘された企業の割合は、まだ 10% 未満ではありますが、否認されてしまった場合、過去や将来の取引にも影響することから、関税額として額が大きくなることはもちろん、企業の経営計画へのインパクトも大きくなりますので、十分に注意が必要です。

また輸入原材料・運賃等の加算漏れについては、一般的に、ある程度の関税知識を持っていれば防ぐことができるシンプルな事例が多いにもかかわらず、税関から指摘を受ける企業が少なくありません。税関事後調査が本格化する前に、担当者間のコミュニケーションや社内啓蒙などの基本動作の徹底を、今一度ご確認いただければと思います。

■問4：移転価格調整金についての質問



本セミナーでは移転価格と関税の関係性、移転価格調整金にかかる税関への対応について説明しました（輸入国側の支払いか受け取りかにより、関税に係る検討事項（修正か更正か）が異なります）。アンケートの結果、これまで、移転価格調整金を導入し、かつ関税の影響について留意したことがある企業はごくわずかでしたが、COVID-19 による利

益率への影響により、今後、今後移転価格調整金を導入するか否かを検討する企業が増加するのではないかと思います。移転価格と関税の関係については、今後もセミナーの機会などで発信させていただく予定です。

総括

本セミナーの纏めでは、COVID-19 後の関税マネジメントの論点として、

1. 現状の正しい認識（現在の関税コストや、関税リスクなどを把握）
2. 現状を踏まえた必要な取り組み（攻めの対応か、守りの対応を行うか）
3. それを実践するためのコンプライアンス体制の整備、正しいツール

について説明を行いました。日々の輸入申告を適正に行うには、これらを確実にしていくことが重要になります。通関時に税関から注目されてしまうと、事後調査の初動対応にも影響し、不利な結果をもたらすことになります。また、これらの対応は海外の現地法人だけでは難しいため、本社や地域統括会社も連携したうえで体制構築に臨むことが望ましいと言えます。

記事内容及びサービスに関するお問合せはこちら↓

デロイトトーマツ税理士法人

間接税サービス (IDT)

会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	牧野 宏司 / Koji Makino
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	ディレクター 間接税サービス
間接税サービス	www.deloitte.com/jp/indirect-tax	
email	info.idt-gta@tohmatu.co.jp	

デロイトトーマツ税理士法人・間接税サービス部門では、関税に関する各国のニュースをまとめた「関税ニュースレター」を定期配信（月2回）しております。グローバルサプライチェーンマネジメントに関わるご担当者様にとって有益なトピックスを簡潔に、かつタイムリーに配信しております。

この関税ニュースレターの配信を希望されない場合には、大変お手数ですが info.idt-gta@tohmatu.co.jp までその旨ご返信ください。何卒、宜しくお願い申し上げます。



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.